

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	若松北部地区（平沢）	令和3年7月29日	令和4年12月6日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	25.17 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.17 ha
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	2.09 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.09 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	50.00 ha
（備考）現在、上高野地区農地整備事業が、先行して行われており、その中で「上高野・中地・平沢」の広域プランが作成済である。今回の平沢集落のプランからは、広域プランのエリアに含まれている面積は除いている。	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業従事者の約6割が60代以上。そのほとんどに後継者はいない状況である。 ○後継者がいないため、10年後までにはリタイヤを希望する者もいる。 ○地域外に貸付している人もいるが、地域外の借受者も高齢となるため、10年後の見込みは不透明である。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状で耕作放棄地はないが、農業従事者の多くが50～70代であり、そのほとんどに後継者がいないことから、10年後には耕作放棄地となる農地が発生する可能性が高い。 ○集落内に1区画の面積が小さい農地があり、将来、地域の中心経営体が効率的に耕作することが困難な状況となっている。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リタイヤや規模縮小の意向がある農地については、集落内の中心経営体へ集積・集約化を進めていく。 ○農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に合わせて、集落内の中心経営体を中心に法人の設立を検討し、農地の集積・集約を進める。 ○基盤整備エリア内の貸借については、農地中間管理機構の活用が原則とする。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 中心経営体への集積・集約化

○リタイヤや規模縮小により、耕作不能となる土地（主に田）については、集落内の中心経営体への集積・集約化を図る。

② 基盤整備事業への取り組み

○10年後を見据え、中心経営体にとっての農業収入安定化に向け、機械の大型化に対応したほ場の整備・集積を図るとともに、高収益作物への転換に取り組むため、農地中間管理機構関連基盤整備事業の実施を目指す。

○なお、基盤整備対象となる農地については、農地中間管理機構を通じて、すべて中心経営体へ貸付し、集積していく。

○現在、上高野地区農地整備事業において、83,000㎡が整備されることとなっており、集積率は約82%となっている。（上高野・中地・平沢の広域プランに面積は含まれている。）

③ 農地中間管理機構の活用

○①と並行して、出し手側の農地中間管理機構への貸付を推進することで、中心経営体の生産や事務に係る労力の軽減を図る。（分散錯圖の解消。貸借にかかる事務の一本化。）

④ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

○農地の多面的な機能を維持していくため、現在行っている多面的機能支払制度が継続される限り、当該制度に継続して取り組むこととする。

○組織体制についても、全面積を中心経営体だけで維持管理していくことは困難であることから、地域内全員が参加する組織を継続していく。

⑤ 新規・特産化作物の導入方針

○水稲などの土地利用型作物以外に、ネギやキュウリ・トマトなどの収益性の高い園芸作物等の生産や、特産加工に向けた落花生・菊芋の生産の検討するとともに、将来的な加工商品の造成などについても検討していく。

⑥ 新たな担い手の育成

○10年後の担い手については確保できる見込みであるが、20年～30年後における担い手の確保は不透明な状況であることから、その確保に向けた取り組みを行っていく必要がある。

○具体的には、現在、農業に従事していない地域の若者（男女問わず）に対する営農指導や農業の魅力を伝える活動などにより、後継者としての育成を行っていく。

⑦ 農業法人の設立

○現在集落の中心経営体を中心に、農地の耕作が行われているが、将来、中心経営体の高齢化や、後継者不足により農地の受け手となる人材の確保が必要になることから、集落内の中心経営体となる農業法人の設立について、10年後までの設立を目標に検討していく。

○法人の従業員については、リタイヤしたが一部作業を行うことできる高齢者や、退職後に農業に従事することができる者などとする。また、設立した法人については、⑥に掲げた新たに育成する担い手の受け皿としての機能を持つものとしても位置付ける。